

第12回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成22年9月27日

【佐藤河川局長】 ただいまから「第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催させていただきます。

本日は私が冒頭の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

有識者の先生方には大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、お手元の資料関係の確認でございます。配布資料一覧がございますように、議事次第等のほかに、資料1と2、参考資料が1から5まで配付させていただいております。配付漏れがございましたら、今でも、あるいはその都度でも結構ですので、お知らせいただければ幸いです。

それでは、まず初めに馬淵国土交通大臣よりごあいさつをいただきたいと存じます。大臣、よろしくお願いいたします。

【馬淵大臣】 どうも、皆さんこんばんは。本日は中川座長をはじめ、委員の先生方、大変お忙しい中お集まりいただきまして心から御礼申し上げます。

私、9月17日に国土交通大臣を拝命いたしました。3カ月間、ブランクがございましたが、また改めてこの有識者の会議に戻ってまいりました。

昨年の12月以来、委員の先生方には今後の治水対策のあり方ということで、大変活発なご議論をいただきました。そして、ようやく中間とりまとめということで、パブリックコメント等、さまざまな意見を聴取して、本日その案をご報告いただけるということでございます。今般、大変な時間を割き、そしてさらには活発な議論を重ねていただいたこの報告、私ども、しっかりと受けとめさせていただきたいと思っております。先生方の貴重なお時間、ご意見をちょうだいしたく、本日もよろしくお願いいたします。

【佐藤河川局長】 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては中川座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

【中川座長】 それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

まず、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。本有識者会議の規約では、「会議は原則

として非公開で開催する。」とされておりますが、私からあらかじめ各委員にお知らせいたしておりましたとおり、本日は報道関係者の皆様に公開で会議を行う。そういうこととして、さらに「中間とりまとめ」を私から大臣にお渡しするときに、カメラに入らせていただくことにしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【中川座長】 次に、報道関係者の皆様をお願いいたします。ただいま申し上げましたように、皆様に公開で会議を行います。進行の妨げになることのないよう、ご協力をお願いいたします。仮に進行を妨害される方がいらっしゃる場合には、退室していただく等の処置を講じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第(1)「中間とりまとめ」に参ります。後ほど、事務局から資料の説明をしてもらいますが、まず、私からお話をさせていただきます。

前回、7月13日に開催いたしました第11回会議で、「中間とりまとめ(案)」についてご議論をいただきました。それを踏まえて、7月16日から8月15日まで意見募集を行いました。意見募集には意見提出者約400名にも上る多くのご意見をいただいております。また、あわせて都道府県等にも意見照会を行いました。私どもといたしましては、いただいたご意見を整理するとともに、そのご意見を踏まえて、「中間とりまとめ(案)」の修正を検討してまいりました。検討に当たりましては、委員の皆様とお目にかかり議論を重ね、必要に応じてメールや電話で連絡を取り合い、本日の資料をまとめてまいりました。

では、私どもが、いただいたご意見にどのように対応したのかという考え方をお話いたします。まず、検証フレームについてですが、ダム検証の基本的なフレームは、これまで有識者会議で議論をいたし、「中間とりまとめ(案)」でお示したものと同一スタンスとしております。

次に、ご意見を踏まえた本文の修正についてですが、大変多くのご意見をいただいております。すべてのご意見を本文に反映することは難しく、主として、内容をよりわかりやすくする、表現をより正確なものにする、誤解を招かないような表現にする、というようなご意見を踏まえて、本文を修正しております。最後に、ご意見への対応についてですが、多くの貴重なご意見をいただきましたので、これらのご意見を表の形式で整理いたしました。

整理に当たりましては、ご意見の趣旨を簡潔に、かつ、できる限り多くのご意見を包含するよう整理いたしております。賛否両論があるもの、多様な方向のご意見があるものについては、さまざまなご意見があることがわかるよう、整理いたしております。いただいたご意見に対する有識者会議としての考え方を、できる限り丁寧にお示しするよう努めております。といったことに留意してまいりました。

以上のような考え方で、資料を準備いたしました。それでは事務局から資料を説明してもらうようお願いしたいと思います。

【泊室長】 では、事務局からご説明させていただきます。失礼して、座ってご説明します。

では、まず資料2からご紹介させていただきたいと思います。資料2はA4の横置きになってございまして、意見募集等の結果についてということです。1枚目、表紙のところにありますけれども、意見募集等の概要ということで、今回、中間とりまとめ(案)につきまして、7月16日から8月15日まで意見募集をしました。ちなみに、本日の配布資料の中に、参考資料1として7月時点の中間とりまとめ(案)、それから参考資料2として7月16日に意見募集を行った際に発表した資料をご参考に配付させていただいております。

いま一度、資料2へ戻っていただきまして、真ん中辺に「なお」とございましてけれども、意見募集と並行して、都道府県等にも意見照会を行っております。その結果が、2.の結果の概要というところがございますけれども、一般の方から402、重複等を整理しまして402の意見提出者からご意見をいただいております。また、58の機関に照会いたしております。

のべ意見というのが(2)でございますが、これは1人の方でもたくさんの箇所にご意見いただいている場合もありますので、これらを全部累計いたしますと、約3,000弱、2,885に上るのべ意見をいただいております。

そのいただいたご意見の概要、それからそれに対する考え方が、次のページ以降に整理されております。おめくりいただきますと、次、下に1/82というところがございます。先ほど座長からもお話がございましたように、表の形式で整理をされてございまして、意見番号が章ごとに通し番号が振ってございまして、左側の大きい欄がいただいたご意見の概要。これは、いろいろなご意見、非常に長いものもございまして、できるだけ簡潔にと、ということで、主な趣旨を一、二行でまず書き、必要に応じてポツで、例えば背景とか、理

由とか、例示といったものを、補足的にポツで箇条書きで整理をするという形式で整理されてございます。

それから右側が考え方、いただいたご意見に対して、有識者会議としてどういう考えかというのをお示しいただくという形で整理されております。これを、基本的には中間とりまとめの章単位で整理をするという形をとっております。

まず、1 ページ目は各章というよりは、全般にまたがるものについて数ページほどございます。どういうものが来ているかというのを、いくつか主なものをご紹介させていただきます。まず、全の1 番とか、全の2 番というところで、そもそも今回、このダムの検証に関する記述は抜本的に修正すべきである、あるいは全の2 番で、逆に記述は妥当であると、いろいろなご意見をいただいています。これに対して、有識者会議としては、全の1 の右側の欄にございますけれども、3 行目にありますように、幅広い治水対策案を検討する。それから、さまざまな評価軸によって評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めるんだという考え方をお示しいただいています。

それから次、2 ページの上のところ、全の5 番というのがございますけれども、今回の検証で、同じ結果になるのではないかといったご意見もいただいておりますけれども、右側に考え方がありますが、先ほども見ていただいたとおり、これまでとは異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めるということで、結果がこれまでと同じになるとは限らない場合があるということをお示しいただいています。

それからその後、全の6 番から全の9 番、これはスケジュールに関するご意見がさまざまいただいております。早く検証をやるべきだというのが6 番。7 番は十分時間をかけてやるべきだ。8 番は一律にスケジュールを示すべきだ。9 番はダムごとにスケジュールをあらかじめ示すべきだ。いろいろなご意見をいただいています。考え方としては全の8 番の右の欄を見ていただきますと、今回の検証するダム、流域とかダムの規模、それから関係する地方公共団体の数、こういったものがさまざまあって、一律に期限やスケジュールを設定することは適当ではないと、こういった考え方をお示しいただいているところでございます。

それから少し先へ行きます。5 ページをごらんいただきますと、全の2 1 番でございませけれども、今回、その立案や評価の手法とかについて、より具体的に示すべきだというご意見も、都道府県等からたくさんいただいております。右側の考え方の欄にございますけれども、この中間とりまとめで、手順や手法をお示ししていますけれども、具体的には

それぞれ河川や流域の特性に応じて、各検討主体が有する技術的知見を用いて適切に検討を行うことが大事だということをお示しいただいています。「なお」というところで、この検討が進められていく過程で出てくるさまざまな疑問、こういったものに対して対応していく体制を整えることが必要ということも、あわせてお示しをいただいているところでございます。

ここまでが全般にかかわるところで、次のページから各章ごと、6ページからが「はじめに」で、さらに8ページ以降から、第1章から順次同じような形式で整理をされております。

ちょっとお時間の都合もありますので、23ページをごらんいただきたいと思います。

23ページのあたりは、第3章ですので、検証全体のフレームにかかわるところでございますけれども、例えば3章13番をごらんいただきますと、検証するのは、そのダムの事業者が検討主体となるのではなくて、第3者機関で行うべきだというご意見も出ておりますけれども、これに対しましては右側の欄ですけれども、整備局、あるいは都道府県、ダムを事業みずから実施していて、3行目にありますが、必要となる情報等を保有しているということで、そういったところが検討主体となって、責任をもって検討することが適切だという考え方が示されております。「なお」というところで、下から2行目あたりまでいきますが、透明性の確保を図る、あるいは地域の意向を十分に反映するための措置を講じる、こういったことが必要であるということもあわせてお示しいただいているところであります。

次、24ページ、同様に3の18とか19といったところで、今回、関係地方公共団体からなる検討の場というものを設けるという内容になっているんですが、そういうのを設置すべきではないというご意見。一方で、そういう検討の場を設置することは妥当であるということ。あるいは、次の25ページの20番であると、以下のような場で、例えばダムを推進する人、批判的な人半々でやればいいじゃないかとか、あるいは21番で、逆に反対するような住民が参加されると不適當ではないかと、さまざまなご意見をいただいております。これらにつきましては、3の18番の考え方の欄をごらんいただきますと、今回の検証というのは、2行目あたりにありますが、流域を中心とした対策を含めて、幅広く検討することが重要だと。こういう検討を的確に進めていくためには、土地利用、あるいは住民の安全、そういったものに対して責任を有する関係地方公共団体と密接な連携を図ることが重要だと。こういった趣旨をお示しいただいております。

では、少し先へいきまして、30ページをごらんいただきたいと思います。3の45番ですけれども、これは本文で後ほどまたご紹介をさせていただきますが、今回の「中間とりまとめ(案)」の段階では、洪水調節、新規利水、あるいは流水の正常な機能の維持の構成が少しわかりづらいというご意見をいただいておりますので、これを整理してはどうかということで、これを踏まえた本文の構成の見直しを行っておりますので、これは後ほど本文でご紹介させていただきます。

次、35ページまで参ります。35ページからは、第5章の治水対策案の立案に係るところでございますけれども、5章の4番ですけれども、今回の治水対策案につきましては、河川整備計画の目標と同程度の安全度ということを基本に立案するという事になってございますが、これについては前回の本会議でも先生方からご発言あったところでございます。それに対していろいろなご意見があることに対して、右側でございますけれども、河川整備計画というものが長期的ではなくて、20年、30年といった期間を対象としている計画であるということ。それから、河川整備の内容を具体的に定めているということ。それから法に基づいて定める計画であると。こういったことを踏まえて、今回の検証では河川整備計画における目標と同程度の目標を達成することを基本とするという考え方を整理してお示しいただいております。

次、41ページに参ります。41ページ、この5章のところでは、26ある方策を列記していることに対していろいろなご意見をいただいておりますけれども、例えば5の34番とか35番では、森林とか農地等の記述は不相当である、過小評価しているのではないかと。あるいは一方、35番では記述は妥当であると。例えば学会等で見解を示されているんだから、そういうことも書いてはどうかというご意見がございますけれども、これらに対しましては、34の右側の欄にありますように、現時点において妥当と考えられる最新の学術的知見を踏まえて記述しているという考え方をお示しいただいております。

少し先へ行きます、75ページをお願いします。75ページからは第9章の総合的な評価の考え方というところです。ここに関しましても、例えば9章の4番のところ、コストではなくて、安全度を最も重視すべきではないかと、次の76ページ、9の5番ですけれども、コスト以外にも以下のようなものを重視すべきということで実現性とか、あるいは地域社会への影響だとか、あるいは自然や環境と、いろいろなご提案をいただいております。あるいは9の6番で、コストのみを重視することも不相当、こういったいろいろなご意見をいただいておりますけれども、それにつきましては9の5の右側の欄にござ

いますように、総合評価においては一定の安全度を確保するというを基本として、コストを最も重視、それから時間的な観点から見た実現性を確認、さらに、最終的にはすべての評価軸で総合的に評価するという「中間とりまとめ(案)」で示された考え方を整理して書いてございます。もちろん、最後の2行のところにあります、特に重視する評価軸で評価を行う場合、この考え方によらない場合はその理由を明示した上でやることができるということもあわせてお示しされております。

それから最後、81ページは、この「中間とりまとめ」の内容以外にもいろいろなご意見をいただいております。例えば中の5とか6にありますように、個別のダムについて継続を要望するとか、中止を要望するといったようなご意見も中にはありますけれども、そういったご意見があることもあわせて整理をしているという形で、先ほど申しました3,000弱の意見をこういった形で整理をしていただいたところでございます。

こういったものを踏まえて、本文の修正をしていただいております、配布資料の資料1が、修正後の(案)でございますが、同じ内容のものが、参考資料3になっております。お手元に参考資料3をご用意いただきまして、こちらのほうは(案)のときから変わった箇所が赤い字で着色してございますので、この参考資料3を見ながらご紹介させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、目次がでございます。今回、目次の構成は基本的には(案)のままになっておりますが、第8章のタイトルに「利水等」と「等」が加わっています。これについては後ほどまた、内容のほうで見ていただきたいと思います。修正箇所が多々ございますので、ちょっと代表的なものを見ていただきますが、例えば5ページ。第1章のところですが、下から七、八行目のところに指標を住民にわかりやすく提示——(案)の段階ではこれは提示することが重要だったんですが、単に提示するだけではやっぱり誤解を招くじゃないかというご意見がありましたので、その趣旨を踏まえて、提示し、理解を深めるよう努めるというのを追加するという修正がなされております。

あるいは、もう少しまとめたものとしては、例えば11ページに参りますけれども、最後、1パラグラフ追加されています。これは、今回の第1章、今後の治水対策の方向性というところで、河川改修のあり方についての記述が全くないというご意見、ご指摘もいただいておりますので、そういったご意見を踏まえて1パラグラフ設けまして、特に下の3行ぐらいにあります、治水と環境の調和、あるいは維持管理への負担の軽減といったことを留意して検討していくことが重要という記述を追加するという修正がなされてお

ります。

それから、次、3章、17ページに参りますけれども、これは先ほどご意見のところでもご紹介しましたが、洪水調節、治水と利水、あるいは流水の正常な機能の維持、こういったものの関係がちょっとわかりづらいんじゃないかというご指摘がありましたので、今回、その構成の見直がされました。17ページの3の3の2行目あたりから赤い字になっておりますけれども、各ダム事業について目的別に検討を行うと。目的は洪水調節や新規利水等でございますけれども、そういうふうに目的別に検討を行うということをまず掲げて、さらに17ページの下から5行目にありますけれども、そういった目的別の検討を行って、これらを踏まえて最終的に検証対象ダムとしての総合的な評価を行うという組み立てを整理していただいております。

これに伴った修正がずっとございますけれども、例えば60ページに参りますが、8章はもともとは利水の観点からの検討だったんですが、これを「等」とした上で、新たに8の4を立てて流水の正常な機能の維持の観点からの検討。8の5、例えば発電ですが、その他の目的に応じた検討ということで、それぞれ柱を立てるという形で整理をさせていただきます。

さらに61ページに参りますけれども、総合的な評価につきましても、まず9の1として目的別の総合評価を行うということと、次、62ページの下に参りますけれども、9の2として目的別の総合評価を行った後に、検証対象ダムとしての総合的な評価を全体としてやるという組み立てで新たに文章を追加していただいているところでございます。

それから一番最後のページ、71ページになりますが、赤い色は塗っておりませんが、前回の（案）の段階では委員名簿がつけてございませんでして、ご意見の中にはだれがつくったのかはっきり名前を書くべきではないかというご意見もございましたので、今回、委員名簿も新たに追加をしてございます。

以上が本文でございます。あと、お配りしている資料としましては、参考資料4として、A3判の10枚程度の資料がございます。これは、この有識者会議で、委員の先生方ですとご議論をいただいていたフローチャートや表を、先ほど見ていただきました本文の修正に合わせて、微修正をしておりますが、今回の本文の修正案に合わせて、フローチャートや表を整理してございます。それから、最後、参考資料5でございますが、A4判1枚に、コンパクトにまとめた概要、これも前回のときに（案）の段階で一度お示ししているものでございますが、これも今回の本文の修正に合わせて微修正をいたしているも

のおつけしてございます。

用意されております資料のご説明は以上です。

【中川座長】 どうもありがとうございました。先ほど申し上げましたように、これまで委員の皆様方にはあらかじめご覧いただきまして、ご意見をいただいてまとめてまいりました。本日の資料1は、表紙に「中間とりまとめ（修正案）」と書いてありますが、（修正案）という括弧書きを削除したものを手元に用意しております。

ただいまから、この「中間とりまとめ」を私から馬淵大臣にお渡しをしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

【中川座長】 それでは、カメラの方に入ってくださいということで、事務局はご案内をしてください。

（中間とりまとめの受け渡し）

【中川座長】 それでは、議事の（2）、その他でございます。その他につきましては、本日は大きな区切りでございますので、私から一言ごあいさつさせていただきます。

昨年12月以来、委員の皆様方におかれましては、今までいろいろとご苦勞をおかけいたしました。皆さん大変献身的にこの有識者会議に時間を割いていただき、お知恵を出していただきました。今回は、「中間とりまとめ」であり、今後も皆様方に引き続きご協力をいただくこととなりますが、まずは今までのご苦勞に対して感謝を申し上げる次第であります。

また今後、「中間とりまとめ」を受けて、ダムの検証に係る検討が開始されますが、各地方整備局や都道府県等で検討が進められていく過程で、治水対策の立案や評価についていろいろな疑問点が出てくるのではないかと考えております。そのような検討の途上で出てくる疑問に対しましても、当有識者会議としても対応していくべきではないかと考えておりますので、詳細につきましては改めてご連絡いたしますが、引き続き委員の皆様方のご協力を賜りたく、ここにお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

最後に、馬淵大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【馬淵大臣】 中川座長をはじめ、委員の先生方には昨年の12月から計12回、大変活発なご議論をいただきまして、そして本日、この中間とりまとめをまとめていただきまして心から御礼申し上げます。私もこの12月からの議論を拝見させていただき、時には激論、それこそ皆様方が真剣な思いで取り組んでいただいたことをよく承知しております。今後は中間とりまとめの中にありますように、個別の検証に入らせていただきます。各地方整備局、また、水機構、都道府県、それぞれの機関に指示、または要請をさせていただきたいと思っております。今後はこうしたとりまとめに基づく個別の検証につきましても引き続き先生方のご意見、また、さまざまな形でのご協力を心からお願い申し上げます。長きにわたる検証、また改めて国土交通行政の大転換に先生方の今日までのご努力、ご助力、心から感謝を申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私からの御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【中川座長】 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しております議事はすべて終了いたしました。続きまして、事務局から今後の日程などについてご説明をお願いしたいと思います。

【佐藤河川局長】 次回の日程等につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、本有識者会議の規約に基づき、従来と同様に、本日の会議配布資料、議事要旨、議事録について、それぞれ国土交通省ホームページにおいて順次公開させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【中川座長】 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、「第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を終了させていただきます。本日はほんとうにお忙しい中をご参集いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —